

**令和 3 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算**

対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

令和3年度事業計画 目次

事業計画（健康保険事業関係）

I. 事業計画（健康保険事業関係）について	… 6
II. 令和3年度の協会けんぽ運営の基本方針	… 6
III. 主な重点施策	… 7
（1）基盤的保険者機能関係	… 7
① 健全な財政運営	… 7
② サービス水準の向上	… 8
③ 限度額適用認定証の利用促進	… 8
④ 現金給付の適正化の推進	… 8
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	… 9
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	… 9
⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化 の推進	…10
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回 収業務の推進	…10
⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底	…10
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施	…11
⑪ 業務改革の推進	…11
（2）戦略的保険者機能関係	…12
① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	…12
〈I、II、III〉	
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	…12

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	…13
iii) 重症化予防対策の推進	…13
iv) コラボヘルスの推進	…14
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	…14
③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉	…15
④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	…16
⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	…16
⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉	…16
i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信	…16
ii) 医療提供体制に係る意見発信	…16
iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信	…17
iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ	…17
⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	…17
i) 本部・支部による医療費分析	…17
ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施	…18
iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施	…18
(3) 組織・運営体制関係	…19
I) 人事・組織に関する取組	…19
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	…19
② 人事評価制度の適正な運用	…19
③ OJTを中心とした人材育成	…19
④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化	…19
⑤ 支部業績評価の実施	…20

Ⅱ) 内部統制に関する取組	…20	
① 内部統制の強化	…20	
② リスク管理	…20	
③ コンプライアンスの徹底	…20	
Ⅲ) その他の取組	…21	
① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…21	
② 協会システムの安定運用	…21	
③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応	…21	
④ 中長期を見据えたシステム構想の実現	…22	
<table border="1"><tr><td>令和3年度事業計画 KPI 一覧表</td></tr></table>	令和3年度事業計画 KPI 一覧表	…23
令和3年度事業計画 KPI 一覧表		

事業計画（船員保険事業関係）

I. 令和3年度の船員保険運営の基本方針	…28
II. 主な重点施策	…29
(1) 基盤的保険者機能	…29
① 正確かつ迅速な業務の実施	…29
② 適正な保険給付の確保	…29
③ 効率的なレセプト点検の推進	…29
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	…30
⑤ 債権回収業務の推進	…30
⑥ 制度の利用促進	…31
⑦ 福祉事業の効果的な実施	…31
⑧ サービス向上のための取組	…32
⑨ 健全な財政運営の確保	…32
(2) 戦略的保険者機能	…33
① 特定健康診査等の推進	…33
② 特定保健指導の実施率の向上	…33
③ 加入者に対する支援	…33
④ 船舶所有者等に対する支援	…34
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	…34
⑥ 情報提供・広報の充実	…34
⑦ 調査・研究の推進	…35

(3) 組織・運営体制の強化	…36
① 人事評価制度の適正な運用	…36
② O J Tを中心とした人材育成	…36
③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…36
④ コンプライアンスの徹底	…36
⑤ リスク管理	…36
⑥ 内部統制の強化に向けた取組	…37
⑦ システム関連の取組	…37
⑧ ペーパーレス化の推進	…37

KPI 一覧表	…38
---------	-----

予算

1. 予算総則	…41
2. 収入支出予算	…42

事業計画（健康保険事業関係）

I. 事業計画（健康保険事業関係）について

3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、P D C Aサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。

このため、事業計画においては、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の施策ごとに、主な重点施策及びそれに係る重要業績評価指標（KPI）を定める。

なお、令和3年度は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の初年度であり、また、6年間の計画である第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の後半がスタートする年度でもあることから、これらの終了時点（令和5年度末）で KPI を確実に達成できるよう、同プランの事業運営の3つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。

II. 令和3年度の協会けんぽ運営の基本方針

（1）基盤的保険者機能関係

保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。

あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。

また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

(2) 戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

(3) 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

Ⅲ. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

① 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議

会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。

- ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付

の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P Tにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。

- KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率
(※) について前年度以上とする
(※) 査定率 = $\frac{\text{レセプト点検により査定(減額)した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$
- ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任払制度導入により、文書化された医師の同意・再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

- KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする

⑪ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。

また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を 58.5%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 8.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
 - ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。
 - ・ また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。
- KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を 25.0%以上とする
 - ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDL コレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。
- ・ また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- ・ 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

- KPI：健康宣言事業所数を 57,000 事業所以上とする

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、YouTube 等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
 - KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 46%以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

〈課題分析〉

- ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

〈医療機関・薬局へのアプローチ〉

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

〈加入者へのアプローチ〉

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

〈その他の取組〉

- ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。

※ 医科、DPC、歯科、調剤

④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和 3 年度中に一定の結論を得る。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

⑤ 支部で実施した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 支部事業の独自性を高めるために設定した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組みを構築する。
- ・ パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。
- ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する

⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 本部・支部による医療費分析

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。
- ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。
- ・ 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。

iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。

(3) 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。
- ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ OJT を中心とした人材育成

- ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。

④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

⑤ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

② リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報やリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・ 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。

③ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
 - ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
 - ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

② 協会システムの安定運用

- ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。
- ・ 新システムの構築と並行しながら、日々のシステム運用・保守業務についてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。

③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応

- ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、システム対応を適切に実施する。

④ 中長期を見据えたシステム構想の実現

- ・ 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。
- ・ 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、次期システム基盤等の設計・構築・テストを確実に実施する。
- ・ 次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け、アプリケーション等の開発・テスト・データ移行を確実に実施する。また、サービスイン前に操作方法に関する研修を実施する。

令和3年度事業計画 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
② サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする	①99.92% ②91.1%
⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	①0.362% ②【新設】
⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.12%
⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	①93.04% ②54.11%

⑨ 被扶養者資格の再 確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所から の確認書の提出率を92.7%以上とする	91.3%
⑩ オンライン資格確認 の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年 度以上とする	【新設】

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を58.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする	①52.3% ②7.6% ③25.5%
① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする	【新設】 ※令和2年度は被保険者及び被扶養者の合算値によるKPIを設定
① iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	10.5%
① iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする	【新設】
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする	42.3%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤	78.7% (全国)

<p>⑥ ii) 医療提供体制 に係る意見発信</p>	<p>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する</p>	<p>38 支部</p>
----------------------------------	--	--------------

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	参考：令和元年度末
Ⅲ) ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	26.2%

事業計画（船員保険事業関係）

I. 令和3年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

- (1) ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- (2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (3) 戦略的保険者機能については、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (4) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

II. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能

① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
 - KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上 of 施術の申請の割合について、2.1%以下とする

③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
 - KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を 140 円以上とする
- (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定 (減額) した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
 - ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
 - ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
 - ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
- KPI : ① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を85%以上とする
- ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑦ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

⑧ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
 - KPI : お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする

⑨ 健全な財政運営の確保

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。
- ・ 令和4年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。

(2) 戦略的保険者機能

① 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
- ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 46%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 31%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 29%以上とする

② 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。
- ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。
- ・ ICT を活用した特定保健指導の利用を促進する。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 25%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 18%以上とする

③ 加入者に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。

- ・ 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。

■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

④ 船舶所有者等に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。

■ KPI : 「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を60社以上とする

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。
- ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。

■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合^(※)を83%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑥ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
 - ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
 - ・ 加入者の利便性を高めるため、SNS 等の利用について検討する。
 - ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
 - ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。
- KPI : ① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする
- ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑦ 調査・研究の推進

- ・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。
- ・ 各部署に分散しているデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等）を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。

(3) 組織・運営体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間を設定する等により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的として、職員に自己点検・アンケートを実施する。

⑤ リスク管理

- ・ 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。
- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報等の取扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

⑥ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

⑦ システム関連の取組

- ・ 手続きの簡素化、事務処理の迅速化等の加入者サービスの向上を目的とした、船員保険システムの刷新を行うための準備を進める。

⑧ ペーパーレス化の推進

- ・ ペーパーレス化の推進のための取組を進める。

KPI 一覧表

(1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術の申請の割合について、2.1%以下とする	令和元年度末：2.3%
③ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を140円以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和元年度末：102円
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成29年度末：84.6% 平成30年度末：89.0% 令和元年度末：89.1% 上記3年度の平均値：87.6% ②平成29年度末：0.087% 平成30年度末：0.071% 令和元年度末：0.084% 上記3年度の平均値：0.081% ③平成29年度末：94.8% 平成30年度末：95.5% 令和元年度末：94.6% 上記3年度の平均値：95.0%
⑤ 債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成29年度末：83.0% 平成30年度末：80.2% 令和元年度末：87.3% 上記3年度の平均値：83.5%

具体的施策	KPI	現状
	② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②平成29年度末：10.1% 平成30年度末：24.2% 令和元年度末：9.2% 上記3年度の平均値：14.5%
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①令和元年度末：80.3% ②平成29年度末：70.1% 平成30年度末：70.2% 令和元年度末：68.4% 上記3年度の平均値：69.6% ③平成29年度末：71.1% 平成30年度末：70.6% 令和元年度末：77.1% 上記3年度の平均値：72.9%
⑧ サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする	令和元年度末：4.10

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
① 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を46%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を31%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を29%以上とする	① 令和元年度末：43.4% ② 令和元年度末：25.5% ③ 令和元年度末：25.1%
② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を25%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を18%以上とする	① 令和元年度末：8.3% ② 令和元年度末：17.7%
③ 加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和元年度末：8人
④ 船舶所有者等に対する支援	「プロジェクト"S"」参加船舶所有者数を60社以上とする	－
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を83%以上とする ※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和元年度末：81.0%
⑥ 情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和元年度末：757人 ② 平成29年度末：951,388件 平成30年度末：941,578件 令和元年度末：914,700件 上記3年度の平均値：935,889件

予算

1. 予算総則

令和3事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和3事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	49,535	令和3年度以降 5か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	3,621	令和3年度以降 5か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	27	令和3年度以降 6か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	30,609	令和3年度以降 5か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る経費	0	令和3年度以降 2か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第9条第2項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第10条第1項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

〔健康保険勘定〕

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	10,890,187
任意継続被保険者保険料	69,524
国庫補助金	1,239,247
国庫負担金	6,384
貸付返済金収入	150
運用収入	-
短期借入金	-
寄付金	-
雑収入	20,463
計	12,225,955
支出	
保険給付費	6,683,761
拠出金等	3,706,582
前期高齢者納付金	1,557,349
後期高齢者支援金	2,149,153
退職者給付拠出金	67
病床転換支援金	13
介護納付金	1,054,439
業務経費	183,225
保険給付等業務経費	13,191
レセプト業務経費	4,924
企画・サービス向上関係経費	5,952
保健事業経費	159,158
福祉事業経費	0
一般管理費	64,272
人件費	18,364
福利厚生費	69
一般事務経費	45,839
貸付金	150
借入金償還金	-
雑支出	165,224
予備費	-
累積収支への繰入	368,303
翌年度繰越	-
計	12,225,955

（注）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	35,978
疾病任意継続被保険者保険料	1,057
国庫補助金	2,790
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,316
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	－
雑収入	106
累積収支からの戻入	1,571
計	46,982
支出	
保険給付費	26,405
拠出金等	10,361
前期高齢者納付金	2,985
後期高齢者支援金	7,376
退職者給付拠出金	0
病床転換支援金	0
介護納付金	3,207
業務経費	3,006
保険給付等業務経費	148
レセプト業務経費	23
保健事業経費	1,095
福祉事業経費	1,686
その他業務経費	54
一般管理費	1,652
人件費	455
福利厚生費	1
一般事務経費	1,196
貸付金	0
雑支出	47
予備費	140
累積収支への繰入	2,163
翌年度繰越	－
計	46,982

(注1) 予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

(注2) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある

